

## 議案第36号

### 鳥取県特別会計条例の一部改正について

次のとおり鳥取県特別会計条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県特別会計条例の一部を改正する条例

鳥取県特別会計条例（平成19年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条、第3条関係）	別表（第2条、第3条関係）

名 称	設置目的	歳 入	歳 出
略			
10 鳥 取県 給与 集中 管理 特別 会計	職員給与費の経 理を円滑に行うこ と。	給与等振替収 入	一般職の職員及 び特別職の職員 の給料及び各種 手当並びに共済 費その他の諸支 出
11 鳥 取県 就農 支援 資金 貸付 事業 特別 会計	就農支援資金貸 付事業の円滑な運 営及びその経理の 適正を図り、並び に農業改良資金貸 付金の償還金の適 切な管理及びその 経理の適正を図る こと。	就農支援資金 貸付金に係る 元金収入、国 からの借入金、 一般会計から の繰入金及び 附属諸収入並 びに農業改良 資金貸付金に 係る元金収入 及び附属諸収 入	就農支援資金に 係る貸付金、借 入金の償還金そ の他の諸支出及 び農業改良資金 に係る借入金の 償還金その他の 諸支出

名 称	設置目的	歳 入	歳 出
略			
10 鳥 取県 給与 集中 管理 特別 会計	職員給与費の経 理を円滑に行うこ と。	給与等振替収 入	一般職の職員及 び特別職の職員 の給料及び各種 手当並びに共済 費その他の諸支 出

附 則

この条例は、公布の日から施行する。